

「住まいとコミュニティづくり活動助成」令和5(2023)年度の助成対象団体を募集します。

「住まいとコミュニティづくり活動助成」は、ハウジングアンドコミュニティ財団の自主事業として1993年から開始したユニークな助成プログラムで、市民の自発的な住まいづくりやコミュニティの創出、そして、地域づくり活動を一貫して支援してきました。30年間にわたる助成件数は延べ461件にのぼり、各団体の活動成果は大きな社会的評価を得ています。市民主体の活動は、全国各地で展開されるようになり、この助成がきっかけで大きく発展した活動も増えています。令和5(2023)年度は、今日の住まいとコミュニティに関する多様な社会的課題に対応するため、「**コミュニティ活動助成**」と「**住まい活動助成**」の二本立てとし、それぞれに対して助成を行います。皆様からの意欲に満ちたご応募をお待ちしています。

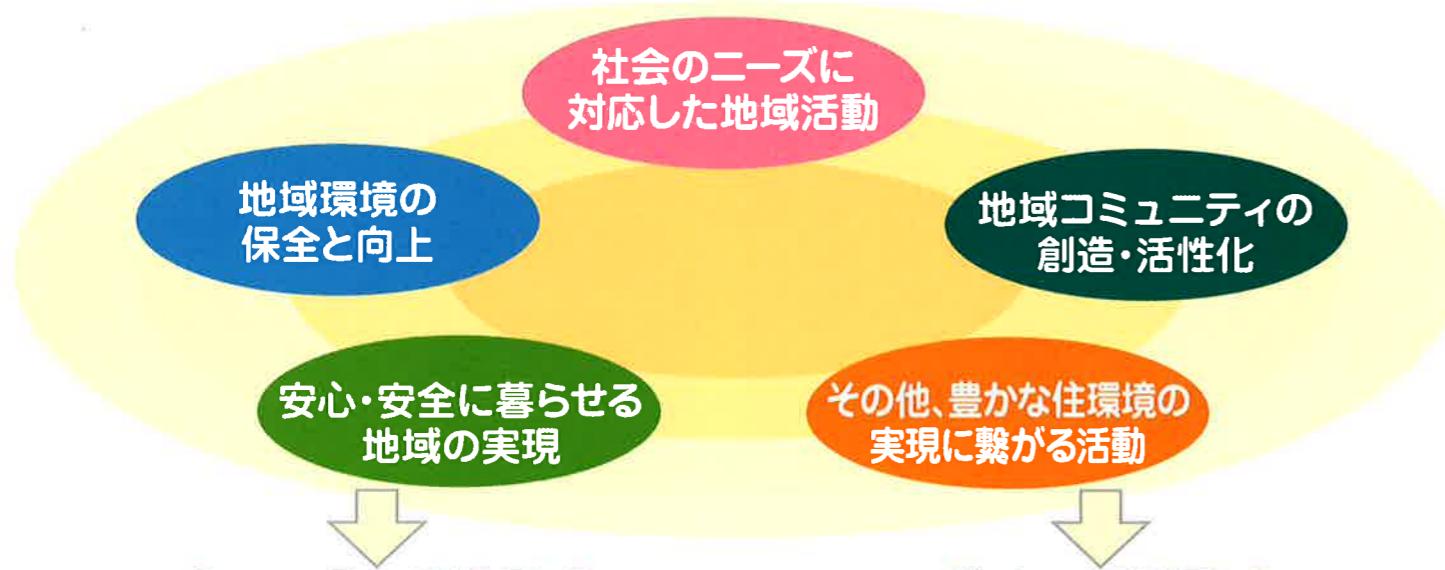
1. 助成の対象となる団体および活動

1) 助成の対象となる団体

営利を目的としない民間団体(特定非営利活動法人、法人化されていない任意の団体など)。
団体として、代表責任者が明確であること、意思決定のしくみが確立され、予算決算を含む会計処理が適切に行われていること。

2) 助成の対象となる活動

今日の人口減少社会、少子高齢化社会等を背景にした住まいとコミュニティに関する課題に取り組む市民の自発的な地域づくり・住まいづくり活動で、地域住民が主体的に関わっている次に掲げるもの。なお、「**コミュニティ活動助成**」と「**住まい活動助成**」の例示を参考にして下さい。



コミュニティ活動助成

地域づくりやコミュニティを基軸にした 広範な市民活動に対する助成

(活動内容の一例)

- 歴史的建造物や地域資源の保全と活用による地域づくり活動
- 花や緑を増やす、街並みや景観を向上させるための地域活動
- 地域の文化的資源の掘り起しなどによる地域活性化への取り組み
- 地域のサードプレイス、居場所づくりを進める活動
- 子どもたちの遊び場やお年寄りがくつろげる場所の整備に取り組む活動
- 若者と高齢者など多世代交流を介した地域コミュニティ活動
- 買物困難や交通不便を補う地域社会システムの立ち上げ活動
- 地域課題に対し、地域の共助により取り組む市民活動
- 自然災害からの復興を進めるための活動
- 地域の連帯を強める創造的活動など

住まい活動助成

住まいや住宅地、団地、マンションなどを活動対象にして 多様な住まいづくりに取り組む活動に対する助成

(活動内容の一例)

- 古民家や町家等の再生による住まいづくり活動
- 住宅地全体のエリアマネジメントを推進する活動
- 戸建住宅地の居住環境を守り育てる活動
- 建築協定や地区計画など住まいやまちづくりのルールの制定や見直しの活動
- 戸建住宅地やマンション等における空き家の発生予防や適正管理等に取り組む活動
- 空き家や空き室を地域のために活用・転用する活動
- マンション居住者と周辺住民等が協働して行う住環境の改善活動
- 団地、マンション等の改修やリノベーションを中心とした地域環境の改善活動
- 高齢者や社会的弱者等の居住支援などを行う活動
- 入居者が参加して行う住まいづくりをめざす活動
- 住まいと福祉介護を結びつける活動など

(参考)応募活動の区分は、活動団体の属性に関わらず、原則、活動そのものの内容で判断します。

2. 助成の実施

1) 助成の方法

助成を受ける団体は、当財団と協定を取り交し、これに基づいて活動を実施することとし、助成金は原則年2回(10月、3月)に分けて支払います。

2) 報告書の提出

活動は所定の様式に沿った報告書としてまとめ、中間報告を2023年9月に、完了報告を2024年3月8日までに提出していただきます。報告書等は、そのまま当財団のホームページに掲載されます。

3) 成果報告会への参加

助成活動の成果は、助成年度の翌年に開催される「助成事業成果報告会」に参加し、活動成果の発表を行っていただきます。

4) 地域交流会への参加

コミュニティ活動助成団体等を主な対象にして、過去の活動助成団体の成果を学びつつ、同年度の活動助成団体相互の交流と親睦を図るために地域交流会に参加して頂きます。

また、住まい活動助成団体を主な対象にして、前年度の住まい活動助成団体の成果報告会を兼ねた「住まい活動助成事業研究交流会」に参加して頂きます。

5) 助成年度

助成は原則として1年間とします。なお、継続して助成することがあります、この場合も年度ごとにあらためて申し込み、選考を受ける必要があります。

6) その他

助成期間中、進捗状況の報告、現地での説明や意見交換等にご協力ください。

なお、活動が継続困難となった場合は、途中で助成を打ち切り、助成金の返還を求めることがあります。

3. 助成対象の選考

1) 選考方法

申込書(参考資料を含む)をもとに、「住まいとコミュニティづくり活動助成選考委員会」にて厳正に選考し、決定します。なお、選考の過程では必要に応じて追加資料等の提出や質問への回答を求める場合もあります。

2) 選考団体数

コミュニティ活動助成10件程度、住まい活動助成10件程度の合計で20件程度を選考する予定です。

3) 選考のポイント

以下のような多様な観点から選考します。



テーマ

個性豊かな住環境の創造に貢献するものであるか、地域の課題やニーズを的確に把握し、活動の目的・目標が明解になっているか



実行性

具体的な活動計画(活動内容や資金計画)ができているか、活動を実施するための体制や準備が整っているか



先進性

地域や社会の課題に対し、先進的で意欲的な提案・活動を行おうとしているか



継続性

助成期間終了後も継続的な活動が期待できるか、自立した活動として発展が期待できるか



手法

活動を実施する手順や手法が明確になっているか、工夫されたものになっているか



波及性

地域への影響力や社会への波及効果があるか

4) 助成額

120万円以内とします。(助成額は、助成希望額通りにならない場合があります。)

5) 選考結果の発表

選考結果については、2023年3月下旬までに、応募者へ書面にて通知するほか当財団のホームページにて公開します。なお、選考結果についてのお問い合わせはご遠慮ください。